令和７年度 第１回 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会　次第

・日時　　令和７年１０月３０日（木）午前１０時～正午（予定）
・場所　　鳥取県庁議会棟　第１２会議室・オンライン併用

１　開会
２　報告事項
（１）孤独・孤立に係る実態調査の結果等について
（２）とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議等について
（３）とっとり孤独・孤立サポーターについて
３　審議事項
（１）会長・副会長の選任について
（２）鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例別表に基づく事業の実施状況について
４　意見交換
・身寄りのない方への支援について
５　閉会

資料１	審議会委員名簿
資料２	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例
資料３	孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会運営規程
資料４	孤独・孤立に係る実態調査の結果等について
資料５	「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の活動について
資料６	「とっとり孤独・孤立サポーター」について
資料７	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に係る現状及び今後の予定
資料７－１	生活困りごと相談窓口相談件数・相談内容（令和６年度・７年度上半期）
資料７－２	重層的支援体制整備事業の実施に関する県内市町村実施状況
資料７－３	孤独・孤立に係る人材育成研修（「人と地域とつながる」研修）について
資料８	身寄りのない方への支援について
参考	令和７年度孤独・孤立対策関連予算一覧

資料１

孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会委員

区分			氏名	所属団体等	備考
(1) 特定援助者等	特定援助者	ひきこもり	遠藤 明子	虹の会（不登校や障害・ひきこもりの親の会） 代表	
		知的障がい	大谷 喜博	（一社）鳥取県手をつなぐ育成会 会長	
		重症心身障がい	伊井野 一郎	鳥取県重症心身障害児(者)を守る会 会長	
	被援助者	認知症	藤田 和子	（一社）日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事	
	その他の家族等	難病	米田 美奈子	日本リウマチ友の会 支部長	新任 欠席
(2) 特定援助者等支援を行う団体		ヤングケアラー	北川 大智	元ケアラー	ｵﾝﾗｲﾝ
			福島 史子	日本学校ソーシャルワーク学会 理事	
		出産直後	平井 和惠	（一社）鳥取県助産師会 会長	ｵﾝﾗｲﾝ
		老老介護・認知症	荒川 勉	認知症の人と家族の会鳥取県支部 世話人	新任
		依存症	岩岸 直美	県依存症支援拠点機関・渡辺病院 精神保健福祉士	
		多様な就労	坪倉 孔喜	（社福）日南福祉会理事長	
(3) 特定援助者等支援について知見を有する者		学識経験者	青木 淳英	（学法）藤田学院鳥取短期大学 准教授	
		市町村(福祉)	髙垣 智恵子	智頭町福祉課 参事（福祉事務所）	
		市町村(介護)	池田 伸夫	北栄町地域包括支援センター センター長	
		社会福祉協議会	朝倉 香織	（社福）鳥取県社会福祉協議会 事務局長	欠席
		民生･児童委員	西井 通	鳥取県民生児童委員協議会 理事	
(4) その他知事が適当と認める者		経営	中山 孝一	鳥取県商工会議所連合会 幹事長	ｵﾝﾗｲﾝ
		労働	山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長	欠席
(5) 一般公募			森藤 忠義		新任

資料２

（令和４年12月26日　月曜日　鳥取県公報　号外第81号）

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例をここに公布する。

令和４年12月26日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県条例第28号

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

豊かな自然と歴史的に育まれてきた地域の人々の絆に恵まれた鳥取県では、地域の住民が互いに支え合う温もりのある社会づくりが進められてきた。

しかし、近年、核家族化の進行、都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭内における過重な介護等の負担により学習や就業に支障を来しているヤングケアラーといわれる若者、子育てにおける孤立感等が原因となる産後鬱を発症する者、高齢者が高齢者を介護する老老介護や高齢の親が中高年のひきこもり状態にある子を支える８０５０問題といわれる身体的又は精神的負担を負う者等が、本人が望まない孤独を感じ、又は孤立していることが、大きな課題として認識されるようになった。

これらの課題は、本人や家庭内だけで解決することは容易ではなく、周囲の理解を深め、協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の県民生活の実情に即したきめ細やかな対策が必要となっている。

県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、援助を行う者、援助を受ける者及びその他の家族の支援に関し、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、相互の連携と協力により、その支援に関する施策に取り組むために必要な事項を定め、援助を行う者及び援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　家庭内援助　高齢、障がい、ひきこもりその他の事由により援助を必要とする者に対して、その家族等（同居又は別居を問わず、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹その他の親族又はその他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）が無償で行う介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。

（２）　特定援助者　家庭内援助を行う者をいう。

（３）　被援助者　家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者をいう。

（４）　特定援助者等　特定援助者、被援助者及びその他の家族等をいう。

（５）　特定援助者等支援　特定援助者等に生じる身体的又は精神的負担を軽減させるとともに、孤独・孤立の問題に対応するため、行政若しくは民間が、又は行政と民間との協働により行う支援をいう。

（６）　関係団体等　福祉、医療、保健、就労、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的に特定援助者等支援に関わる可能性がある団体又は個人をいう。

（７）　民間支援団体　特定援助者等支援を行うことをその設置目的の一つとする民間の団体をいう。

（基本理念）

第３条　特定援助者等支援は、全ての特定援助者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるように行われなければならない。

２　特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。

3　特定援助者等支援においては、全ての特定援助者等が、適切な教育及び就労の機会並びにその他必要なサービスの提供を受ける機会が確保されるように十分配慮されなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、特定援助者等支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係団体等及び民間支援団体との有機的連携を図る責務を有する。

2　県は、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体による特定援助者等支援の一層の促進のために情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（市町村の責務）

第５条　市町村は、基本理念にのっとり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法（平成９年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法律に基づくサービス（以下「法令等サービス」という。）の提供及び特定援助者等支援に関する施策の実施に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備、特定援助者等の社会参加のために必要な支援及び住民相互の交流促進を通じた互いに支え合う地域づくりの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2　市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって、支援するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第６条　県民は、基本理念にのっとり、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の特定援助者等支援に努めるものとする。

（事業者の役割）

第７条　事業者は、基本理念にのっとり、特定援助者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

2　事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助との両立ができるよう配慮に努めるものとする。

（関係団体等の役割）

第８条　関係団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2　関係団体等は、その業務を通じて日常的に特定援助者に関わる可能性があることを認識し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、その家庭内援助の現状並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性の有無、特定援助者の家族等に他に家庭内援助を必要とする者がいないか把握に努めるものとする。

3　関係団体等は、特定援助者等支援が必要と考えられる者に対し、特定援助者等支援を行う機関の紹介その他の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

4　教育に関する業務を行う関係団体等は、日常的に児童、生徒、学生その他の教育を受ける者と接する機会を活用し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、その家庭内援助の状況並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性について早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（個人情報の活用と保護）

第９条　県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報を共有するよう努めるものとする。

2　前項の規定による個人情報の共有は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。

3　第１項の規定により共有する個人情報の内容及び共有する者の範囲は、必要な最小限のものとしなければな

らない。

（特定援助者等支援に関する施策の推進）

第10条　県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他の特定援助者等支援のために必要となる施策を推進するものとする。

（人材の育成等）

第11条　県は、特定援助者等支援が適切に行われるよう、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

（普及啓発）

第12条　県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行うものとする。

（財政上の措置）

第13条　県は、特定援助者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会）

第14条　県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2　審議会は、委員20人以内で組織する。

3　委員は、特定援助者等、特定援助者等支援を行う団体に属する者、特定援助者等支援について知見を有する者その他知事が適当と認める者から知事が任命するものとする。この場合において、委員のうち、２人以上は、県内において特定援助者等支援を現に行っている者とする。

4　委員は、引き続いて１年以上、国、県又は市町村の職員又は職員であった者が半数を超えてはならない。

5　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6　委員は、再任されることができる。

7　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年１月１日から施行する。

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

2　鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第２条関係） 名称：略 鳥取県福祉のまちづくり推進協議会：福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項 **孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社：鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和４年鳥取県条例第**	別表第１（第２条関係） 名称：略 鳥取県福祉のまちづくり推進協議会：福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項

会づくり審議会	号）第14条第１項に規定する事項		
略		略	

別表（第10条関係）

区分	施策の主な内容
特定援助者等に対する一般的施策	1　特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。 2　既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。 3　特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスその他の情報通信技術を活用すること。 4　ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。 5　支援に関する制度その他の社会規範の情報を必要とする者に届くよう適切に情報提供を行うこと。 6　特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。 7　特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。 8　特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。
ヤングケアラーをはじめとする特定援助者を支援する施策	1　特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。 2　特定援助者等のみならず広く県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと。 3　特定援助者の修学又は就業に関する支援を行うこと。 4　育児又は介護と仕事との両立を容易にするために事業者が特定援助者に対して行う取組を支援すること。 5　関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及広報活動を行うこと。
障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策	1　被援助者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。 2　１に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。 3　特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。 4　被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。

（注）　この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1　アウトリーチとは、必要とする支援が届いていない者に対して、積極的に働きかけて、必要な支援を受けさせ、又は支援を受けるための情報を提供する手法をいう。

2　ソーシャルネットワーキングサービスとは、登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスのことをいう。

3　ピアサポートとは、同じような立場や課題に直面する者が互いに支え合うことをいう。

4　自助グループとは、同じ問題を抱える者が集まり、相互理解や相互支援を行う集団をいう。

5　ヤングケアラーとは、家族に介護その他のケアを要する人がいる場合に、大人と同様、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どもをいう。

6　あいサポート運動とは、県民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときにちょっとした手助けを行うことにより共生社会を目指す運動をいう。

7　認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の患者やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。

資料３

孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会運営規程

（目的）

第１条　この規程は、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和４年・鳥取県条例第 28 号）第 14 条第７項の規定により、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員長）

第２条　審議会に委員の互選による委員長１人を置く。

２　委員長は審議会を進行する。

（副委員長）

第３条　審議会に、委員長の指名により副委員長を置く。

２　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

（招集）

第４条　審議会は、福祉保健部長が招集する。

２　審議会の委員は、必要と認めるときは、福祉保健部長に審議会の招集を求めることができる。

３　福祉保健部長は、前項の求めがあり、必要と認めるときは、審議会を招集するものとする。ただし、審議会の総数の３分の１を超える委員又は委員長から招集を求められたときは、審議会を招集しなければならない。

（会の庶務）

第５条　会の庶務は、福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課にて行う。

附　則

この規程は、令和５年４月８日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年１月１６日から施行する。

＜参考１＞

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和４年 12 月 26 日・鳥取県条例第 28 号）（審議会部分の抜粋）

（孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会）

第 14 条　県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、委員 20 人以内で組織する。

３　委員は、特定援助者等、特定援助者等支援を行う団体に属する者、特定援助者等支援について知見を有する者その他知事が適当と認める者から知事が任命するものとする。この場合において、委員のうち、２人以上は、県内において特定援助者等支援を現に行っている者とする。

４　委員は、引き続いて１年以上、国、県又は市町村の職員又は職員であった者が半数を超えてはならない。

５　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

７　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

＜参考２＞

鳥取県附属機関条例（平成 25 年 10 月 11 日・鳥取県条例第 53 号）（抜粋）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

２　この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（設置）

第２条　別表第１の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

２　別表第２の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

３　前２項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が１年未満の附属機関を設置することができる。

４　執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

（組織）

第３条　附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

２　委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会議）

第５条　附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

３　附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（部会等）

第６条　附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

２　部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

３　前条の規定は、部会等の会議について準用する。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

別表第１（第２条関係）

名称	調査審議する事項
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和４年鳥取県条例第 28 号）第 14 条第１項に規定する事項

資料４

孤独・孤立に係る実態調査の結果等について

孤独・孤立対策課

今後の孤独・孤立対策の基礎資料とするため、市町村及び関係機関の御協力のもと実施した、県内のひきこもり、ヤングケアラー、老老介護状態にある方の調査結果について報告します。（令和７年１月公表）

○　ひきこもりについては、長期化しているケースが４割弱、４０代以上のケースが過半数、何らかの支援につながっているケースが半数といった傾向であり、平成30年度調査の結果と傾向には大きく差が無く依然として、長期にわたるひきこもり、中高年齢層のひきこもりの方は相当数おられることから、訪問・相談等を通して、自立に向けたきっかけづくり、就労準備といった社会参加に向けた寄り添った支援を実施していく。

○　ヤングケアラーについては、このたび初めての実態調査となったが、４０人弱と人数は多くないものの、兄弟姉妹の遊び相手や見守り、家事をしている割合が高く、また、母子家庭といった類型が多いなど各市町村の窓口等で把握している実態が判明。市町村及び関係機関と連携した支援体制を引き続き構築していく。

○　老老介護については、直近の介護保険サービスの利用意向は多くないものの、体力面の介護負担など将来的な課題に悩んでいるケースが多く、介護者が地域との交流が少ない、または全くないケースが４割、相談相手も家族が８割弱となるなど、地域や支援機関との関わりが希薄な世帯も多く、行政の積極的な関与や周囲からの気付きにより、援助が必要な際に早期に支援や介護保険サービスに繋げることが必要。

１　調査期間

令和6年7月～9月

２　調査手法

市町村関係部署での相談対応や、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等関係団体への調査から市町村が把握した対象者について調査。

３　各調査結果概要

（1）　ひきこもり

ひきこもり状態にある方の人数　863 人

定義（調査対象）：県内在住の概ね15歳以上の方で、社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流など）が出来ない状態が原則6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の方

①　調査項目

○性別　○年代　○家族構成　○状況　○期間　○きっかけ　○経済状況・暮らしぶり　○支援状況　○活動（外出）の程度　○相談相手　○支援ニーズ

②　結果概要　（※不明及び未回答のケースがあることから、合計しても100%とならない。）

性別	男 579 人(67.1%)、女 267 人(30.9%)、不明 17 人(2.0%)
年代	10 歳代 5.1%、 20 歳代 13.6%、30 歳代 20.0%、40 歳代 23.4%、50 歳代 19.9%、60 歳代 7.4%、70 歳以上 6.1%、不明 4.4%
家族構成	単身 22.9%、同居家族あり 77.1%
状況	家から全く出ない 21.5%、時々外出 53.8%、たまに外出 24.6%
ひきこもり期間	1年未満 1.7%、1～3 年未満 8.2%、3～5 年未満 8.7%、5～7 年未満 7.3%、7～10 年未満 7.6%、10 年以上 35.8%、不明 30.8%
きっかけ（複数回答）	疾病・性格等本人の問題 25.6%、不登校 20.8%、失業 20.1%、家庭環境の問題 11.5%、就職できない 8.5%、大学になじめない 2.2%、受験の失敗 1.4%、その他 3.2%、わからない 37.5%

経済状況・暮らしぶり	生活保護 9.6%、苦しそう 22.2%、どちらとも言えない 59.3%、ゆとりがありそう 10.1%
支援状況(複数回答)	行政機関 25.0%、医療機関 20.1%、NPO 5.0%、支援を受けているが解決できず困っている 7.2%、何の支援も受けていない 24.5%
活動の程度(複数回答)	家庭内では自由に行動 24.4% 対人交流が必要ない場所に行く 18.8%、自由に外出する 17.6%
相談相手(複数回答)	家族 33.4%、行政機関 15.5%、友人・知人 4.2%、親戚 3.6%、 民生児童委員 2.7%、わからない 42.6%、いない 7.3%
支援ニーズ(複数回答)	定期または不定期な訪問相談の機会 23.1%、自立に向けたきっかけづくり 22.4%、就労に向けた準備等、アルバイトや働き場所の紹介 11.6%、短時間でも働ける場所 9.9%、身体・精神・発達障がいについての専門機関への相談 14.6%

※太枠内が今回調査で新たに調査した項目

【平成 30 年度調査結果概要】

○ ひきこもり状態にある方は少なくとも 685 人。

○ 男女別では、男性が 76.3%(521 人)と多い。(女性の 3.3 倍)

○ 年代別では、40 歳代と 50 歳代を合わせると全体の 53.8%、ひきこもり状態にある期間も10年以上が 53.3%と過半を占めるなど 8050 問題に代表される高齢化・長期化した実態が判明。

○ 支援状況別では、32.1%(217 人)の方が現在支援を受けておらず、また支援状況が不明の方も半数近くある。

(2) ヤングケアラー

ヤングケアラーの状態にあるこどもの人数 39 人

定義(調査対象):本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っており、本来受けるべき教育を受けられないなど状況にある(またはそのおそれのある)18歳までの子ども

① 調査項目

○性別 ○年代 ○家族構成 ○経済状況 ○支援状況 ○ケアを行っている家族の状況 ○ケアを担っているこどもとの続柄 ○ケアを必要とする家族が受けている公的支援 ○ケアを担っているこどもの性別 ○年齢 ○担っているケア ○相談相手 ○支援ニーズ

② 結果概要 (※不明及び未回答のケースがあることから、合計しても100%とならない。)

性別	男 19 人(48.7%)、女 20 人(51.3%)
年代	6～12 歳 30.8%、13～15 歳 35.9%、15～18 歳 28.2%、その他 5.1%
家族構成 (複数回答)	母子 56.4%(うち兄弟姉妹がいる世帯 46.2%)、父母 38.5%(うち兄弟姉妹がいる世帯 33.3%)、父子 5.1%(うち兄弟姉妹がいる世帯 5.1%)
経済状況	苦しそう 41.0%、生活保護受給 7.7%、ゆとりがありそう 5.1%、どちらともいえない 46.2%
現在の支援状況	何らか支援を受けている 48.7%、支援を受けていない 28.2% わからない 23.1%
ケアを行っている家族の状況	こども 59.5%、障がい(精神疾患を含む) 18.9%、疾病 13.5%、高齢者 8.1%
ケア対象者との続柄	兄弟姉妹 62.2%、父母 29.7%、祖父母 8.1%
ケア内容(複数回答)	(兄弟姉妹の)遊び相手 51.3%、家事 41.0%、見守り 35.9%、話し相手 15.4%
相談相手(複数回答)	学校の先生 15.4%、行政機関 7.7%、わからない 64.1%
支援ニーズ	親や家族に対するヤングケアについての認識改善 28.2%

(複数回答)	定期的または不定期な訪問相談 10.3%、わからない 46.2%

【令和3年度鳥取県青少年育成意識調査におけるヤングケアラー実態調査結果】
「鳥取県青少年育成意識調査」の一項目として、「自分がヤングケアラーに該当すると思うかどうか」という質問項目を設け、小学5年、中学2年、高校2年の児童生徒及び青年(19 歳から 29 歳まで)の中から、無作為に抽出した計 2,994 人を対象にヤングケアラーの実態調査を実施。(有効回答数 1,594 人)
年代別　小5 1.8%、中2 2.0%、高2 3.2%、青年 5.1%

(3)老老介護

老老介護の状態にある世帯数 334 世帯

定義(調査対象):75歳以上の者のみからなる世帯で高齢の夫婦や親子、きょうだいなどのどちらかが主たる介護者であり、もう一方が介護される側(被介護者)となる世帯、あるいは複数の世帯員が介護を要する状態にある世帯 (単身高齢世帯は除く。)
※国民生活基礎調査において「老老介護」は、要介護者等と同居の主な介護者の年齢の組み合わせとしており、高齢者が高齢者の在宅介護がなされている状況を指しているが、介護保険サービス等の利用により、支援から孤立している状況にないと認められる場合等は調査対象から除いた。

① 調査項目

○世帯類型 ○被介護者との関係 ○介護者の年代、性別、健康状態、社会参加の状況、介護を理由とした働き方調整の有無 ○被介護者の年代、性別、要介護度、疾病や障害の有無の程度、医療機関受診の有無、社会参加の状況 ○介護者から受けている介護の内容 ○今後必要と感じる支援 ○現在、介護保険サービスを利用していない理由 ○今後の介護保険サービスの利用予定 ○介護者や被介護者が不安に感じること ○介護保険サービス以外の支援の利用の有無・内容 ○相談相手

② 結果概要 (※不明及び未回答のケースがあることから、合計しても100%とならない。)

介護者	性別	男 111 人(33.2%)、女 189 人(56.6%)、不明 34 人(10.2%)
	年代	70 歳代 28.4%、80 歳代 66.2%、90 歳代以上 5.4%
	社会参加の状況	地域との交流がある 56.7% 地域との交流が少ない、または全くない 43.3%
被介護者	性別	男 182 人(54.5%)、女 120 人(35.9%)、不明 32 人(9.6%)
	年代	70 歳代 21.7%、80 歳代 65.5%、90 歳代以上 12.8%
	社会参加の状況	地域との交流がある 36.8% 地域との交流が少ない、または全くない 63.2%
被介護者との関係性		夫婦 92.3%、子 4.5%、兄弟姉妹(義理含む) 2.9%、その他 2.6%
介護の内容 (複数回答)		家事 69.9%、通院 54.5%、付き添い・見守り 46.8%、 身体介助 19.4%、経済的支援 2.7%、その他 1.0%
今後必要と感じる支援・サービス(複数回答)		通所サービスの利用 45.3%、通院 38.0%、家事援助等 31.8%、 身体的な介護 22.9%、施設入所 9.3%、入院 2.3%、その他 10.5%
現在、介護保険サービスを利用していない理由(複数回答)		現在の生活に困難を感じていない 49.8%、介護保険サービスが必要かもしれないが現状のままでよい 24.9%、介護保険等の利用をしたくない 15.5%、介護保険制度を知らない 3.3%、入院が必要だが入院等をしたくない 1.6%、自己負担部分の支払いが困難または拒否 1.2%、わからない 9.0%、その他 16.7%
不安に感じること (複数回答)		体力面の問題 72.8%、精神面の問題 23.6%、介護負担が大きい 21.9%、 他者へ助けを求めることへの抵抗感がある 12.3%、将来の不安 28.6%等

相談相手 （複数回答）	家族 78.1%、行政機関 24.2%、親戚 18.2%、近所の人 17.5%、 友人・知人 12.6%、民生児童委員 11.6% 等

4 今後の対応

ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護等孤独・孤立対策の更なる推進に向け、県として実施しているひきこもり、ヤングケアラー等に関する支援体制や、支援機関の情報発信を強化するとともに、今回の調査結果を市町村に還元し、各種会議や意見交換を通じた市町村と更なる連携のもと、地域の中で早期把握・早期支援できる体制を整備していく。

資料５

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の活動について

孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体でプラットフォームを設置して孤独・孤立対策の取組を推進していく。プラットフォーム活動の企画等を検討する中心的な団体である「幹事団体」で情報共有や連携を図る会議を開催し、公募による登録の支援機関である「一般団体」との連携を強化していく。

【活動内容】

①拡大「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催

・普段あまりつながりのない県内各地で活動する支援団体を集めた孤独・孤立に係る分野別ワークショップを開催し悩みや解決法、好事例を共有。また、支援機関同士の顔の見える関係作りを行う。

②プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する講演会、フォーラム等を支援

・プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動（チラシ作成、講演会、ワークショップ、フォーラム等）に県として支援することにより、支援団体の取り組みの活性化、支援機関同士の連携・協働を進める。

③メルマガの発信、情報連携ツールを通した団体間の交流促進

【幹事団体】

○民間支援機関等：12団体

NPO法人鳥取青少年ピアサポート、N.K.'Cナーシングコアコーポレーション合同会社、労働者協同組合ワーカーズコープ、センター事業団さんいんみらい事業所、社会福祉法人鳥取いのちの電話、鳥取県地域生活定着支援センター、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県居住支援協議会、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、鳥取県商工会議所連合会

○社会福祉法人：1団体　社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

○行政：21団体（市町村、鳥取県教育委員会、県（事務局））

「一般会員団体」について、令和6年度から募集しており加入状況については以下のとおり。(令和７年10月30日現在)

団体種別	団体数	団体名
福祉サービス事業所	7	NPO法人はるひな、NPO法人あかり広場、合同会社あいいろ、TRIGGER(株)、産前産後ケアハウスはぐはぐ合同会社、(株)コモングラウンド、(社福)養和会
ピアサポート・当事者団体	5	鳥取県精神障害者家族会連合会、NPO法人ピアサポートつむぎ、特定非営利活動法人西部ろうあ仲間サロン会、元気になろうの会(不登校や学校が苦手な子と親が集う会)、らっきょうの花
支援機関	5	(一社)ひだまり、(一社)みもざの会、Tottori Mama's、(一社)成年後見ネットワーク倉吉、(一社)鳥取県再犯抑止更生協会
医療機関	2	倉吉病院、鳥取医療生活協同組合
市町村社協	1	倉吉市社協
その他	10	いき○研究会、NPO法人人と動物の共生センター、米子フリースクール、鳥取県公共図書館協議会、夢現の風、株式会社Tri-Arrow、フリースクールきょういく、地域支え合い米子居い場所田園、フリースクール・S、NPO法人明るい生活
合計	30	

【会議の開催概要】　※幹事団体の構成員で開催

第１回（R4.9.14）　：プラットフォームの創設、国及び県の動きの共有等

第２回（R4.12.27）　：第１回会議後の取組状況の共有、令和５年度事業実施に向けた方向性等

第３回（R5.8.28）　：令和５年度６月補正事業、孤独・孤立アンケートの概要、相談窓口の顔の見える関係作り等

第４回（R6.3.18）　：令和６年度事業、プラットフォーム構成団体の拡大、県孤独・孤立対策地域協議会の設置等

第５回（R6.9.2）　：令和６年度事業、県内及び県外事例の紹介、県の孤独・孤立対策協議会の運営等

第６回　（R7.9.1）　：令和７年度事業、身寄りのない人への支援、市町村による孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

<イメージ図>

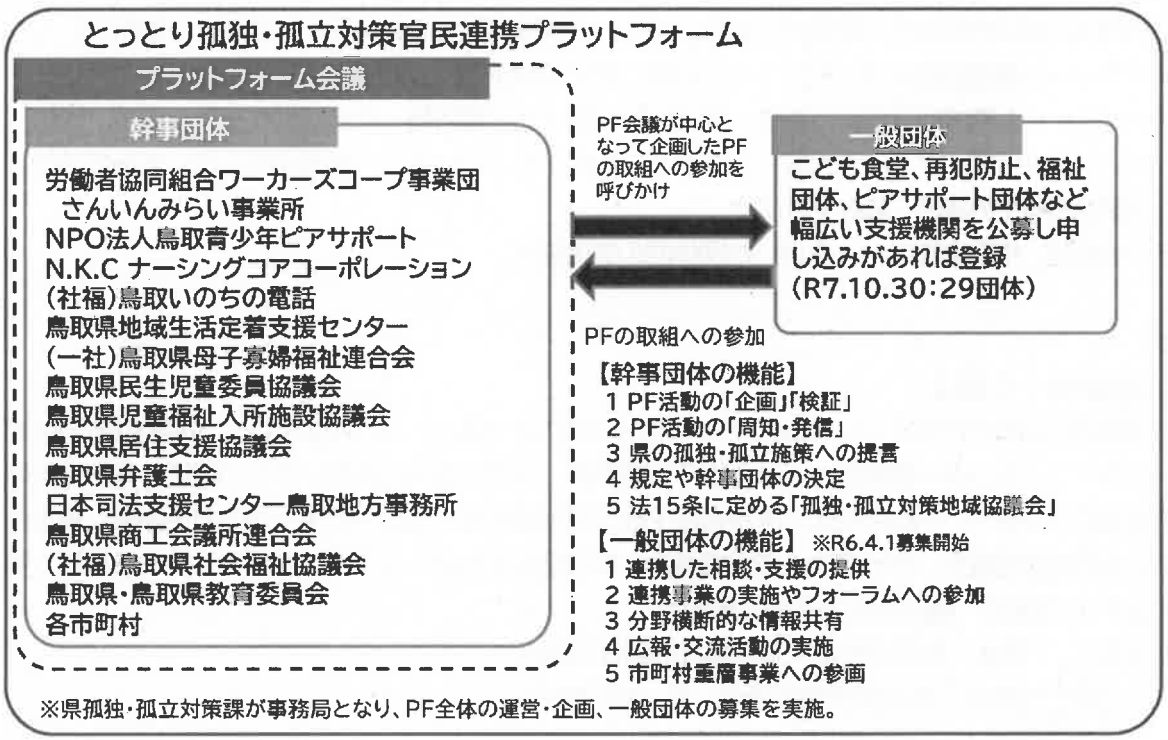

【プラットフォームワークショップ】

分野ごとの好事例の展開及び、支援団体間の顔の見える関係作り・交流を目的として、プラットフォーム加入団体等を対象としたワークショップを開催。

令和6年度:第1回　令和7年1月29日(水)14:00～16:00　倉吉交流プラザ　参加者25団体30名

令和7年度:第1回　令和7年10月9日(木)15:00～17:00　エキパル倉吉　参加者24団体29名

令和7年度:第2回　令和8年1月28日(水)15:00～17:00　エースパック倉吉（予定）

【会員団体による広報啓発事業】

支援団体の取組の活性化、自治体以外の主体による孤独・孤立対策の取組や支援機関同士の連携・協働を進めていくため、会員団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動(チラシ作成、講演会、ワークショップ、フォーラム等)を支援。

令和6年度:1団体

令和7年度:2団体(10月1日現在)

資料６

「とっとり孤独・孤立サポーター」について

孤独・孤立対策課

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」（R5．1施行）に基づき、全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う、誰一人取り残されない社会づくりを推進するため、孤独・孤立対策に関心を持ち、寄り添った支援・活動を行う方を「とっとり孤独・孤立サポーター」（以下、「サポーター」という。）として任命しています。

１　サポーターの概要

＜期待する役割＞

（1）自らの地域において、孤立状態にありながら行政や支援機関が把握していない人を見つけ出し、支援につなぐ。

（2）支援につなぐ際には、可能な限り対象者と支援機関の間に立ち、家庭訪問や日頃の声かけなど、信頼関係を築きながら、地域における関わりづくり、見守りや伴走支援を継続する。

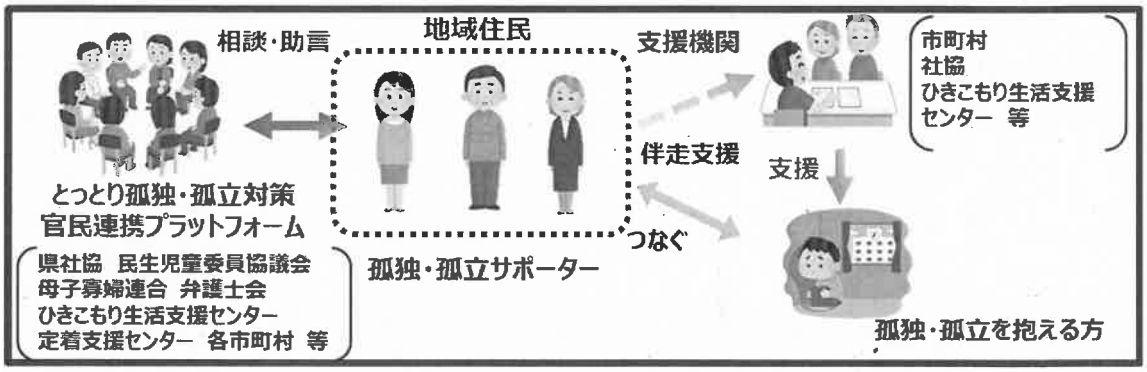

※市町村の支援窓口のみならず、判断に困るケースなどについては、県の設置している「生活困りごと相談窓口」で、支援機関への案内・つなぎ等を行う。また、県関係機関と孤独・孤立に関する事例を共有する。

※地域における孤独・孤立に係る課題（制度の狭間の事例や支援困難ケースの概要）を県（孤独・孤立対策地域協議会）につなぎ、課題解決の端緒とする。また、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の活動や孤独・孤立対策施策に繋げていく。

＜任命状況＞

サポーターは、公募又は市町村からの推薦の中から県が適当と認める方を任命。

（1）任命数　121名（公募・研修受講者104名、市町村推薦17名）　令和7年10月1日現在

※主な属性：民生委員、医療従事者、福祉関係者、市町村職員　等

（2）任命要件

以下のいずれも満たす者として、県が適当と認める者を任命。

①県が実施するサポーター養成研修を修了した者。既に同等の研修を受講済、又は、県が実施するサポーター養成研修を修了したものと同等の能力を有すると市町村が認めた者

②地域の孤独・孤立等の課題に関わり、サポーターの役割を果たす志のある者

③市町村との名簿の共有に同意する者

２　とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム加入団体とサポーターの交流会の実施

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム加入団体と、とっとり孤独・孤立サポーターの日頃の活動内容や悩み事の共有、新たに取り組んでみたい活動のマッチングを図ることを目的として、令和7年7月2日（水）に交流会を開催。オンライン・会場あわせて26名が参加。サポーター活動に繋がる効果的な場となった。

サポーター活動の発展のため、今後もサポーター同士の交流会を実施する。

＜交流会参加者からの声＞

・偶然集まったにしては同じような活動をしていて驚いた。自分らしくいられる居場所作りをやっている。すごくプラスになる。このつながりを使おうと思う。

・情報共有をしても本当に必要な人に届いているのか不安。また、せっかくつながりができても役場の人は部署異動で切れてしまう。こういった交流会に沢山参加してつながりをもっと作っていきたい。

資料７

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に係る現状及び今後の予定

条例		現状	今後の予定
区分	主な施策		
特定援助者等に対する一般的施策（別表中、第1段） （特定援助者等：家庭内援助を行う者、被援助者及びその他の家族等をいう。以下同じ。）	1　特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。	・【とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置】 孤独・孤立対策に関する普及・広報活動、孤独・孤立対策に取り組む団体等の支援、孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための県、市町村及び支援組織間の複合的・広域的な連携強化、関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動を実施している。	・資料5（とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの活動について）のとおり。 ・市町村ごとのプラットフォームを推進していく。 ・特定援助者　家庭内援助を行う者 ・被援助者　家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者 ・特定援助者等　特定援助者、被援助者及びその他の家族等 （条例第２条（定義）より）
	2　既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。	・【包括的な支援体制整備（重層的支援体制整備）支援】 アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援、広報・人材育成等を実施し、市町村の包括支援体制の充実と連動した支援体制の強化を図る。 ・【鳥取県版孤独・孤立解消支援事業】 市町村が裁量を持ち、孤独・孤立を抱える方について、地域の実情に合った支援を行えるよう、制度の創設や地域の社会資源を活用した地域づくり等を行う市町村に対する支援制度を制定。	・孤独・孤立を抱える方について、地域の実情に合った支援を行えるよう、引き続き、市町村の自主的な取組を支援するとともに、市町村と孤独・孤立サポーターと連携した取組を後押ししていく。
	3　特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワー	・【孤独・孤立に関する相談窓口設置事業】 「生活困りごと相談窓口」を令和4年7月に県内3カ所の県立ハローワーク内に設置し、総合相談窓口機能を構築している。（令和4年 11 月からは孤独・孤立相談も対応し令和7年 10 月から LINE 相談にも対応） ・【包括的な支援体制整備（重層的支援体制整備）支援】	・県社協等とも連携し、市町村及び支援機関等を参集し、重層的支援体制整備に係る事例検討等の研修を行い、意識醸成を行うとともに、未実施自治体については、各自治体の社会資源などを整理した上で勧奨を続けていく。 ・令和6年度から開始した「とっとり孤独・孤立サポーター」の養成により、地域の中の自発的に支援につながること

（特定援助者等に対する一般的施策（別表中、第1段）・続き）	キングサービスその他の情報通信技術を活用すること。	市町村による重層的支援体制整備を促進し、令和7年度は12市町村により取組が行われている。 市町村が包括的支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援。 各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。 ・【ヤングケアラー支援強化事業（LINE 相談など）】 ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、気軽に相談できる LINE 相談、時間を問わない365日・24時間の電話相談、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの開催等を行っている。	が難しい孤独・孤立を抱える方が支援に繋がり、また、より身近な場所で伴走支援を受けることのできる体制を作っていく。
	4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。	・【精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（障がい福祉課）】 入院中の精神障がい者が安心して継続的な地域生活を送ることができるよう、精神科医療機関を中心とした多職種・多機関連携による地域医療支援や住宅確保支援等を行っている。	・入院中の精神障がい者の孤独感解消等のため、患者本人の希望に応じて、病院へ訪問支援員（傾聴、生活相談、情報提供等を行う者）を派遣する取組を令和7年度に西部圏域で開始。令和8年度以降、圏域を東部・中部に拡大予定。 ・精神障がい者が、退院後も地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保や関係機関・者で支えるための施策を実施していく。
		・【アルコール健康障害・依存症対策事業（障がい福祉課）】 依存症に関する複数の自助グループ等で構成する団体が行う普及啓発事業の実施や活動を支援している。	引き続き、依存症に関する団体が行う取組の支援を継続していく。

（特定援助者等に対する一般的施策（別表中、第1段）・続き）		・【認知症サポートプロジェクト事業（長寿社会課】 認知症本人によるピアサポートにより共感しあうことで孤独感、不安感を解消するなど早い段階での気持ちの立て直しを支援している。	・引き続き、ピアサポート等の取組について、支援を継続していく。
		・【ひきこもり対策推進事業】 保健所やひきこもり生活支援センターにおいて、ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場を確保している。 ・【ヤングケアラー支援強化事業】 ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンやSNSの集いを開催し、悩みや現状を共有しあうことにより、ヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスを行っている。 【当事者・家族等のピアサポート活動支援事業】 ピアサポート活動を含めた、同じ悩みを持つ者同士の支え合いや、つながりの場の構築等に取り組む県内団体に対する支援制度により新規の立ち上げや活動の継続を支援している。	・引き続き、ピアサポート等の取組について、支援を継続していく。
	5　支援に関する制度その他の社会規範の情報を必要とする者に届くよう適切に情報提供を行うこと。	・とりネットホームページから支援機関等へのアクセスができるだけ容易となるよう、ホームページを改修。また、令和6年4月からプラットフォーム構成団体について、一般会員を募集し、随時支援機関として公表している。	・引き続き、とりネットホームページの更新やプラットフォームの一般団体の公表を行っていく。
	6　特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。	・【包括的な支援体制整備（重層的支援体制整備）支援】 各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。 市町村が包括的支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重	・市町村による重層的支援体制整備を促進し、令和7年度は12市町村により取組が行われている。県社協等とも連携し、市町村及び支援機関等を参集し、重層的支援体制整備に係る事例検討等の研修を行い、意識醸成を行うとともに、未実施自治体については、各自治体の社会資源などを整理した上で勧奨を続けていく。

（特定援助者等に対する一般的施策（別表中、第1段）・続き）		層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援。	
	7　特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。	・どこに相談すればよいかわからない、身近な市町村の相談窓口には相談しにくい等の声を受け、「生活困りごと相談窓口」を令和4年7月に県内3カ所の県立ハローワーク内に設置し、総合相談窓口機能を構築している。（令和4年 11 月からは孤独・孤立相談も対応し令和7年 10 月から LINE 相談にも対応）	・令和6年度に募集を開始した「とっとり孤独・孤立サポーター」の養成により、地域の中の自発的に支援につながることが難しい孤独・孤立を抱える方が支援に繋がり、また、より身近な場所で伴走支援を受けることのできる体制を継続して作っていく。
	8　特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。	・【包括的な支援体制整備（重層的支援体制整備）支援】 各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。 ・子どもの貧困対策総合支援事業（子どもの居場所づくり等）等、関係部局により子ども食堂や居場所づくりへの支援を実施している。	・引き続き、市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援していく。
ヤングケアラーをはじめとする家庭内援助を行う者を支援する施策（別表中、第2段）	1　特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。	・【医療型ショートステイ総合支援事業（子ども発達支援課）】 医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関が実施する医療型ショートステイに係る支援を行っている。また、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを伴う見守りを行う訪問型のレスパイト支援を実施している。	・医療型ショートステイの利用を促進するため、県内の医療機関、ヘルパー事業所等へのさらなる働きかけを進めていく。 ・現在、訪問型レスパイトは利用対象が制限されているが、利用対象を広げ、積極的な利用を促進する対応を令和8年度予算により検討。
		・【在宅難病患者一時入院事業（健康政策課）】 難病患者の家族等介護者の休息等を目的として医療機関が入院を受け入れている。	・引き続き、受入れ医療機関を確保するとともに当該医療機関の受入れ態勢を支援していく。

（ヤングケアラーをはじめとする家庭内援助を行う者を支援する施策（別表中、第2段）・続き）	（1　特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。・続き）	・【子育て世帯のレスパイト支援の充実事業（家庭支援課）】 レスパイトケアを必要とする子育て家庭が、市町村が実施する子育て短期支援事業を安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿の整備を推進するための整備費・改修費を支援している。	・引き続き子育て短期支援事業の運営費、開設準備経費（改修費等）の支援を継続していく。
		・【子育て世帯訪問支援・保護者支援臨時特例事業（家庭支援課】 支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）、育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育等）を実施する。	・引き続き子育て世帯訪問支援事業の家事支援、育児・養育支援、相談等経費の支援を継続していく。
		・【強度行動障がい者支援体制総合強化事業（とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業）（障がい福祉課）】 現時点で福祉サービスにつながっていない方、円滑なサービス利用ができていない若年者を主な対象者に、円滑なサービス利用につなげること等により強度化を防止し、地域においてサービスを利用しながら将来を見据えた暮らしを支えるための体制を構築する。	・強度行動障がい者支援体制総合強化事業について、令和6年度末に特別支援学校を対象にした実態調査を実施中であり、令和7年度中には調査結果を取りまとめる予定。本調査の結果も活用しながら、引き続き、教育をはじめとする関係分野とも連携した支援体制の構築を進める。
		・【鳥取県版孤独・孤立解消支援事業】 ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等、既存の制度では対応が難しい人に対する相談・支援など、人に寄り添ったきめ細かな対策を行う市町村を支援する。	・孤独・孤立を抱える方について、人に寄り添ったきめ細かな対策が行えるよう、引き続き、市町村の自主的な取組を支援するとともに、市町村と孤独・孤立サポーターと連携した取組を後押ししていく。
	2　特定援助者等のみならず広く県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の	・ヤングケアラーに関して当事者である子どもたちへの啓発のため、学校や駅構内へ啓発パンフレット・ポスター等を配布している。	・引き続き、ヤングケアラーの啓発を行うとともに、ひきこもりフォーラム、ヤングケアラーフォーラムを実施する。

（ヤングケアラーをはじめとする家庭内援助を行う者を支援する施策（別表中、第2段）・続き）	提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと	・ひきこもりフォーラム、ヤングケアラーフォーラム・研修会を実施している。	
	3　特定援助者の修学又は就業に関する支援を行うこと。	・【スクールソーシャルワーカー活用事業（生徒支援・教育相談センター）】 ヤングケアラーを含めた家庭に課題や困難を抱える児童生徒に対する福祉的な支援につなげるための専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置について助成している。	・スクールソーシャルワーカーを全県立学校に対応するよう8名配置するとともに、市町村教育委員会に配置のための助成を引き続き行う。
	4　育児又は介護と仕事との両立を容易にするために事業者が特定援助者に対して行う取組を支援すること。	・【「働く介護家族応援！」企業内研修開催支援事業（長寿社会課）】 介護離職を防ぐため職場を通し、介護サービスや制度に関する情報提供や介護者が働きやくなる意識醸成・環境改善を狙った企業内研修の開催促進に取り組んでいる。	・令和7年度も県内の東、中、西部の各圏域において、企業を対象に、介護保険サービスや介護休業・介護休暇等の各種制度等に関する研修を実施しており、引き続き介護者が働きやすくなるような意識醸成・環境改善に取り組んでいく。 ※令和8年度以降は男女協働未来創造本部の事業に集約し実施予定。
		・【シン・子育て王国とっとり男性育休取得応援事業（子育て王国課）】 育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業所に奨励金を支給し支援している。	・男性労働者に育児参加休暇、介護休暇、子の看護等休暇等を取得させた事業者に対して奨励金を支給し、育児・介護等と仕事の両立を支援する予定。
	5　関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及広報活動を行うこと。	・【孤独・孤立に係る人材育成（孤独・孤立対策課）】 市町村や支援機関等の担当者等を対象とした対人援助研修（様々な分野の支援で活用できる共通のコミュニケーション基礎など）、包括的支援体制整備に係る人材育成研修（包括的支援体制において支援の中核的役割を担える人材育成研修）を実施している。	・人材育成について、高齢、障がいなどの分野を超えて支援を調整し複合的課題に対応できるコーディネーターの育成のための研修を実施する予定。 ・引き続き、県民への普及・啓発セミナーを実施していく。

		また、ヤングケアラー支援フォーラム兼関係機関職員研修会やひきこもりを考えるフォーラムなど住民に対する普及・啓発セミナーを実施している。	
障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策（別表中、第3段）	1　被援助者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。	（障がい福祉課） 県内の各障害福祉サービス事業所が、居宅介護、生活介護、共同生活援助（グループホーム）、自立訓練（生活訓練）等の障害福祉サービスを、利用を希望する方に対して提供している。 また、県は、重度障がい、強度行動障がいのある方が地域で生活しやすくなるよう、サービス提供を行う事業所に対して運営費等の補助を行っている。 就労支援に関しては、工賃向上のための共同受注体制の構築、農福連携の推進、さらに一般就労移行のための施策を実施している。 さらに、障がい者就労継続支援事業所が利用者の満足度向上及び負担軽減のために実施する環境整備のための補助制度を設け、障がい者の働きやすさ向上、職場定着の取組みを推進している。 （長寿社会課） 高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、住み慣れた自宅や地域において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各市町村において、第9期介護保険事業計画を策定し、地域住民のニーズに応じ、居宅サービス、地域密着サービス等の必要見込数を定め、サービス提供基盤を整備している。	（障がい福祉課） 引き続き、各障害福祉サービスの提供体制の充実、工賃向上、利用者の満足度向上及び負担軽減のための取組・支援を継続していく。 （長寿社会課） 市町村とも連携しながら、要介護者等が地域で生活できるよう、介護サービス提供体制基盤の充実に努める。

(障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策(別表中、第3段)・続き)		また、県では、中山間地域においても在宅での介護が可能な体制を維持するため、事業存続が困難になっている訪問介護事業所に対して、介護給付費とは別に、市町村を通じて運営費等の支援を実施している。	
	2 上欄に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。	(障がい福祉課) グループホームの整備について、国の補助に加え、令和7年度に、県独自の補助制度を創設し、その充実を図っている。 また、就労支援に関しては、単独の障害福祉サービス事業所では処理できない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場「ワークコーポとっとり」を整備しているほか、利用者負担軽減のための環境整備や治具導入のための補助制度を設けている。 (長寿社会課) 「地域医療介護総合確保基金事業」により、地域密着型サービス等の整備を行う事業者に対し、市町村を通じて支援を行っている。 また、介護事業者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資するため、介護事業所が介護環境の改善のために整備する介護ロボットやICT導入を支援しているほか(「介護テクノロジー定着支援事業補助金」)、施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備を進めている。(「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」)	(障がい福祉課) 引き続き、グループホーム、就労支援のための施設整備等を継続し、必要な施設の整備を推進していく。 (長寿社会課) 引き続き、介護事業所・施設の施設整備等を継続し、必要な施設の整備を推進していく
	3 特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となっ	・【親亡き後の安心サポート体制構築事業(障がい福祉課)】	

(障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策(別表中、第3段)・続き)	た場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。	保護者が健在なうちに、障がいのあるわが子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書である「安心サポートファイル」の全県的普及と促進を図る取組を進めている。	・親亡き後のサポート体制の充実・強化を図るため、引き続き、安心サポートファイルの更なる普及拡大や、関係機関との連携調整を担うコーディネーター配置等に対するサポート体制の構築のほか、安心サポート体制構築事業の検討委員会の取組(ファイルの普及活用の拡大、活用方策の改善、見直内容の周知等)に対し支援していく。
	4 被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。	・【あいサポート推進事業(障がい福祉課)】 障がいのある人にちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」において、その精神にのっとり、障がい者を取り巻く社会的障壁を取り除き、地域社会(共生社会)の実現に向けた事業に取り組んでいる。	・あいサポート運動15周年、改正障害者差別解消法の施行を経て、より一層あいサポート運動の地域実装を進めるため、関係団体等とも連携しながら、地域、事業者、学校等において、あいサポート運動等の理解啓発、実践につながる取組を強化していく。
		・【認知症サポートプロジェクト事業(長寿社会課)】 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」は約 11 万人。認知症サポーター養成・ステップアップ講座などに取り組んでいる。	・認知症サポーター養成・ステップアップ講座について、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行により知識のアップデートが求められていることから、引き続き、既受講者にも受講の案内し開催していく。
個人情報の活用と保護(第9条)	県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報を共有するよう努める。(個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。)	・各団体とも、社会福祉法(重層的支援体制整備事業)、児童福祉法(要対協)、生活困窮者自立支援法(支援会議)など法律に定めのあるものは当該法律に従い、それ以外は本人の同意を得るようにしてできる範囲で対応している。	・引き続き、個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定に基づき共有するとともに、それ以外は、本人の同意を得て適切に共有するよう努めていく。

人材の育成等（第11条）	県は、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずる。	・【福祉人材の資質向上支援事業】 市町村担当者等を対象とした対人援助研修（様々な分野の支援で活用できる共通のコミュニケーション基礎など）、包括的支援体制整備に係る人材育成研修（包括的支援体制において支援の中核的役割を担える人材育成研修）、住民に対する普及・啓発セミナーを実施している。	・人材育成については、高齢、障がいなどの分野を超えて支援を調整し複合的課題に対応できるコーディネーターの育成のため「人と地域とつながる研修」を実施。
普及啓発（第12条）	県は、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行う。	・随時、あいサポート運動、認知症サポーター、ひきこもりサポーターなどの研修を実施している。 ・ヤングケアラーに関して当事者である子どもたちへの啓発のため、学校へ啓発パンフレット・ポスター等を配布している。 ・ひきこもりを考えるフォーラム、ヤングケアラーフォーラム等を実施している。	・引き続き、ヤングケアラー支援の学校等への啓発を行うとともに、ひきこもりを考えるフォーラム、ヤングケアラーフォーラムなど各分野に係るフォーラム等を実施する。

資料７－１

令和6年度生活困りごと相談窓口相談件数・相談内容

件数			内容
鳥取	R6.4	5 件	
	R6.5	7 件	
	R6.6	7 件	家族関係５件　近隣関係９件
	R6.7	2 件	住宅関係11件　仕事関係８件
	R6.8	5 件	生活困窮７件　孤独・孤立２件
	R6.9	3 件	自身のこと３件　自身の疾病１件
	R6.10	10 件	就労支援５件　遺産相続１件
	R6.11	8 件	消費生活問題８件　障害年金１件
	R6.12	6 件	新型コロナり患１件　任意成年後見１件
	R7.1	6 件	物品の譲渡１件　役所への苦情２件
	R7.2	5 件	負債関係１件
	R7.3	3 件	
	計	67 件	
倉吉	R6.4	2 件	
	R6.5	10 件	
	R6.6	12 件	
	R6.7	3 件	
	R6.8	4 件	家族関係13件　住宅関係６件
	R6.9	3 件	仕事関係３件　就労支援５件
	R6.10	0 件	生活困窮４件　町施策等１件
	R6.11	1 件	負債関係１件　資産活用１件
	R6.12	5 件	近隣関係15件
	R7.1	5 件	
	R7.2	4 件	
	R7.3	0 件	
	計	49 件	
米子	R6.4	9 件	
	R6.5	7 件	
	R6.6	6 件	
	R6.7	9 件	家族関係22件　仕事関係12件
	R6.8	5 件	生活困窮８件　住宅関係４件
	R6.9	6 件	公共機関等への不満２件　資産活用２件
	R6.10	8 件	生活環境１件　就労支援９件
	R6.11	4 件	自身のこと11件　負債関係３件
	R6.12	3 件	自身の疾病１件
	R7.1	5 件	
	R7.2	6 件	
	R7.3	7 件	
	計	75 件	

令和7年度（上半期）生活困りごと相談窓口相談件数・相談内容

件数			内容
鳥取	R7.4	2 件	家族関係６件　近隣関係３件 仕事関係１件　資産活用１件 国制度等１件　友人関係１件 会社関係２件　就労支援１件
	R7.5	1 件	
	R7.6	3 件	
	R7.7	2 件	
	R7.8	3 件	
	R7.9	5 件	
	計	16 件	
倉吉	R7.4	2 件	家族関係７件　生活困窮２件 孤独・孤立１件　金銭問題１件 行政関係１件　仕事関係１件
	R7.5	2 件	
	R7.6	0 件	
	R7.7	3 件	
	R7.8	4 件	
	R7.9	2 件	
	計	13 件	
米子	R7.4	5 件	就労支援９件　家族関係４件 住宅関係１件　仕事関係３件 生活困窮２件　負債関係１件
	R7.5	4 件	
	R7.6	3 件	
	R7.7	3 件	
	R7.8	1 件	
	R7.9	4 件	
	計	20 件	

資料７－２

重層的支援体制整備事業の県内市町村実施状況について

孤独・孤立対策課

１　重層的支援体制整備事業とは

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、市町村が社会福祉法に基づき、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業。

事業実施主体である市町村と、地域住民や地域の支援関係機関等が考え方や進め方などを共有しながら議論をし、実際の取組に移していくプロセスを丁寧に行ってほしいとの考えから市町村の手あげに基づく任意事業となっている。

２　県内市町村の実施状況

令和７年度時点では１２市町村が重層的支援体制整備事業を実施。

令和８年度は新たに１町が事業実施予定。（総計１３市町村実施）

開始時期	実施市町村
令和３年度	北栄町
令和４年度	鳥取市、米子市、智頭町
令和５年度	倉吉市
令和６年度	八頭町、湯梨浜町、琴浦町、江府町
令和７年度	日吉津村、大山町、南部町
令和８年度（予定）	岩美町

３　市町村等への働きかけ

県内未実施町への勧奨及びその後の情報提供等を実施するとともに、県内市町村及び社協等関連団体を対象とした研修会を実施し、県全体の包括的支援体制の整備の推進を図る。

■市町村包括的福祉支援体制のための基盤整備支援業（県社協委託）

市町村包括的福祉支援体制に係る県全体の推進を図るため、各自治体や社会福祉協議会の担当者等を対象とした以下の研修会等を開催する。

（１）担当者研修

自治体関係者等を対象とした研修会を開催し、県全体の取組の推進を図る。（年１回）

（２）人材育成研修

包括的な支援体制について、支援の中核的役割を担う人材の育成を図る。（年３回）

（３）包括的な支援体制整備に関するセミナー

地域住民等を対象としたセミナーを開催し、行政や関係機関だけでなく、住民を含めた地域での支え合いも活用して解決に取り組む「地域共生社会」についての意識共有を図る。（年１回）

（４）孤独・孤立対策強化事業

圏域別の情報交換会を開催し、孤独・孤立対策や重層的支援と連携可能な地域資源の見える化・情報集約を図る。（年３回）

■「包括的支援体制整備推進員・推進チーム」の設置

地域力強化等について、個々の市町村に応じた支援を行うことにより、県内市町村における福祉の包括的支援体制の整備を推進することを目的として、以下の業務を行う。

（１）包括的支援体制整備支援業務

包括的支援体制を整備しようとする市町村に対し、ノウハウの助言、具体的課題の解決方策の検討、人材育成研修等を通じ、実践的サポートを行う。

（２）包括的支援体制整備のための地域力強化支援業務

住民相互の支え合い機能の強化、生活課題の早期発見と支援へのつなぎ、地域での見守り体制の強化、居場所等支え合いの場の拡充等の地域力強化について、アイデア出し、情報提供、ノウハウの助言等を通じ、市町村の取組へのサポートを行う。

資料７－３

孤独・孤立に係る人材育成研修（「人と地域とつながる」研修）について

孤独・孤立対策課

１．目的

当事者を含むすべての関係者と連帯し、幅広い視点から孤独・孤立を理解し、孤独・孤立対策や重層的な支援体制に参加できる人材を、県民から支援機関の専門職員まで幅広く養成し、つながりを構築することを目的とする。

また、孤独・孤立という課題に関わろうとする一般県民を対象とした「孤独・孤立サポーター研修」にて地域における伴走支援を継続する人を育成し、行政窓口職員や支援機関職員等を対象とした「専門研修」にて、支援機関における連携や対人援助手法を深く理解した人材を育成する。そして県民から支援機関職員までを幅広く対象とした「サポーター交流会」にて、知識やスキルの向上及び孤独・孤立課題に関わろうとする人材の交流によりつながりづくりの促進を図ることを目的とする。

２．開催状況

研修種別	内容	参加人数・対象
孤独・孤立サポーター〔基礎研修〕(8/4 開催)	人と地域とつながる支援を進めるうえで基本となる考え、孤独・孤立対策に関する基本的な考えを深める研修。	46 人 医療関係、福祉関係支援機関職員、サポーター希望者 等
孤独・孤立サポーター〔共通研修〕(8/18、8/20 開催)	様々な困難を抱えた人と信頼関係を築き、安全で効果的なコミュニケーションを行うスキルを習得するための研修。	40 人 医療関係、福祉関係支援機関職員、サポーター希望者 等
専門研修(R8.1 月以降開催予定)	様々な困難を抱えた当事者、家族、また、地域資源の理解を深め、関係者・機関と連携しながら支援を行う力量を高める研修。	行政職員、医療関係、福祉関係支援機関職員 等
サポーター交流会(R8.1 月以降開催予定)	地域活動団体や様々な当事者の声を聴くこと、サポーター同士や活動実践者、福祉専門職等関係者との交流により、孤独・孤立に関する知識を深め、様々な属性の人と関わるスキルを更に向上させることにより、参加者の日々の活動の発展に寄与する。	サポーター、地域活動団体、当事者の方、行政職員（市町村等）、医療関係、福祉関係支援機関職員 等

資料８

身寄りのない方への支援について

孤独・孤立対策課

少子高齢化・核家族化など社会構造の変化等により、身寄りのない人（親族等の支援が見込めないケースを含む。）が増加しており、また、身元保証人と呼ばれる存在が不在であるために、本人が希望する、または、本人にとって適切な入所・入院をはじめとした福祉サービスの利用や医療が受けられない、居住を確保できないなど複合的な支援が必要なケースが増加している。

各市町村や様々な支援機関において、専門分野による支援が行われているものと推測されるが、それをまとめた包括的な支援や行政と支援機関等の連携による支援は一部にとどまっていると考えられる。

身寄りのない方について、支援機関、地域住民、行政等の連携により、よりよい支援や効果的な対応策の検討に向けて、ご意見をいただきたい。

＜市町村の聞取概要＞

項目	市町村の意見概要（課題等）	身寄りのない方への支援例
日常生活（生前）の対応	・日常生活に関する相談は、地域包括支援センターやケアマネジャーが相当数を対応。市町村は困難ケースを対応。 ・認知機能が低下された方の意思決定支援が必要。 ・現在は、金銭問題や居住問題が起こってからの支援になっている。本人が死亡時に希望する対応が実現できるように、生前からのエンディングの検討が必要。 ・近隣と付き合いがない、トラブルを起こしがちな方と専門機関が早くつながるよう、重層等で話し合うことが必要。	・日常の見守り・訪問活動 ・アクセスしやすい相談窓口 ・日常的金銭管理及び財産管理 ・任意後見契約や遺言書の作成支援 ・エンディングノートの作成支援
入院・入所時等（身元保証）の対応	・身元保証人が不在、緊急連絡先がないことにより、入院や入所が困難。その役割を役場に求められる。 ・成年後見制度を利用しても保証人がいなければ入所できない。 ・身寄りのない高齢者の介護サービスについて、死亡時の利用料未払いの可能性が高く、施設の負担が大きい。 ・緊急時（緊急搬送等）の対応、休日に急変した際の窓口体制のマニュアル化。	・入院・入所時の連帯保証 ・住宅賃貸借契約時の連帯保証 ・入院・入所時の緊急連絡先 ・入院・入所時の手続き支援 ・医療行為に対する同意 ・医療行為に対する情報提供先
死後の対応	・親族への遺体の引き取りの意向確認、所持品の処分、火葬、遺骨及び遺留品の管理、相続人調査、相続財産管理人の申し立てや供託と事務負担が大きい。 ・持家や車の処分、公営住宅での死亡退去の家財処分、遺留金品や負債の取扱い。 ・死後事務委任のサービスなどを市町村として構築することを検討していきたい。	・死亡時の確認、遺体引取り ・死亡届等申請手続き ・葬儀、火葬、納骨の手続き ・家族、関係者の連絡 ・ライフライン停止の連絡 ・遺留品処分・負債整理

＜第6回プラットフォーム（R7.9.1）における出席団体の意見概要＞

・身寄りのない方が亡くなった後のことを考えていくようなことを、関係者やそれぞれの機関がアプローチしながら、ご本人さんと話をしていき、今後どうしていくかを進めていく取り組みが必要。

・今後、身寄りのない方の対象になるであろう若年層から中年層にも関心を持っていただくための工夫したエンディングノート「私の人生手帳」を作成・普及啓発予定。

・身寄りのない高齢者の安心サポート事業ということで、利用対象者ごとに市社協が作成する支援計画に基づいて、サービス提供事業者が日常生活の金銭管理、入院・入所時の身元保証を代替する支援事業を提供するといったモデル事業、実証実験を予定。

令和7年度当初予算（孤独・孤立対策関連予算）

参考

（単位：千円）

課名	事業名	事業内容	予算額
政策統轄総局 協働参画課	ミラ・クル・とっとり運動推進事業	様々な団体の地域活動の活性化と成功事例の横展開を図るため、とっとり県民活動活性化センターが主体となって「ミラ・クル・とっとりプラットフォーム」を運営し、様々な活動分野の団体がゆるやかにつながり、ネットワークを強化することで地域課題解決につなげる新たな県民運動「ミラ・クル・とっとり運動（鳥取県の未来が来る（ミラ・クル）ための運動）」を巻き起こす。	81,582
政策統轄総局 協働参画課	持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥）	地域づくり団体が、自らの活動の社会的意義や成果などを広報し、支援者から資金を調達できるふるさと納税を活用した仕組みを提供し、地域づくり団体の体制基盤強化を図り、持続可能な地域づくりにつなげる。	28,320
政策統轄総局 協働参画課	SDGs推進事業	「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けて、官民連携ネットワークによるSDGsの普及啓発や子どもたちのSDGs活動に対する支援を行い、地域課題解決に資する行動変容や実践拡大につなげる。	7,443
輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興課	安心して住み続けられるふるさとづくり推進事業	持続可能な地域の創造のため、地域・集落の生活機能の維持・確保、地域集落基盤（拠点）の創設・強化に資する新たな活動を支援するなど、人口減少の進行を背景に浮き彫りとなった地域課題を解消し、それぞれの地域に合った安心して住み続けられるふるさとづくりを実現する。	100,000
輝く鳥取創造本部 交流推進課	多文化共生推進事業	外国人総合相談窓口の設置等、外国人住民が安心安全に生活できる環境整備を行う。	37,185
総務部 教育学術課	（拡充） 不登校対策事業	不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するため、フリースクールを運営する事業者を支援するとともに、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費等支援額を引き上げる。	57,603
危機管理部 危機管理政策課	災害ケースマネジメント実施体制整備事業	鳥取県中部地震など過去の災害の教訓を踏まえ、全国に先駆けて「鳥取県災害福祉支援センター」を設置するなど各種取組を進めてきた「災害ケースマネジメント」の実効性を向上を図る。	14,316
地域社会振興部 人権・同和対策課	性暴力に係る啓発事業費	男性、女性、子ども等への性暴力に関して、関係部局による対策チームを通して情報共有を図るとともに、チーム等での議論を踏まえて、性暴力の防止に向けて啓発・広報、相談・支援を行う。	1,912
地域社会振興部 人権・同和対策課	多様な性を認め合う社会づくり推進事業	性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めるため、電話相談事業、啓発事業、人材育成事業、居場所づくり支援事業、「とっとり安心ファミリーシップ制度」の運用等を行う。	3,581
福祉保健部 孤独・孤立対策課	生活困窮者総合支援事業	生活困窮者の経済的自立への支援のため、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。	75,577
福祉保健部 孤独・孤立対策課	官民連携による孤独・孤立対策支援事業	「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき孤独・孤立に悩む方への支援の充実を図るため、相談窓口の設置、官民連携プラットフォーム会議の開催等を行う。	26,329
福祉保健部 孤独・孤立対策課	孤独・孤立対策市町村等支援強化事業	孤独・孤立に悩む方への支援体制を構築するため、相談スキル向上に向けた各種研修を実施するほか、実態調査、アウトリーチ支援、相談窓口の充実等を図る市町村を支援する。	66,179
福祉保健部 孤独・孤立対策課	（拡充） 鳥取県再犯防止推進事業	罪を犯した人の再犯防止に向けた福祉的支援として、高齢者・障がい者への相談支援等を行うほか、その他の出所者等に対する相談支援を充実させる。	34,187
福祉保健部 孤独・孤立対策課	ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、ヤングケアラーが気軽に相談できるLINE相談、時間を問わない365日・24時間の電話相談及びヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催する。	15,086
福祉保健部 孤独・孤立対策課	ひきこもり支援推進事業	ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等を支援するため、相談窓口の充実等を図る。	50,444
福祉保健部 孤独・孤立対策課	（拡充） 民生委員費	民生委員・児童委員の活動をバックアップするため、その活動経費を支援し、民生児童委員協議会等の行う研修事業等に対して補助するほか、新たに、担い手確保に向けた対策を行う市町村に対する補助制度を創設する。	87,254
福祉保健部 障がい福祉課	（拡充） 親亡き後を見据えた地域生活サポート事業	親亡き後も見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、住まいの場など地域資源の確保や、市町村の運営する地域生活支援拠点の機能充実等を図る。	68,968

福祉保健部 長寿社会課	認知症サポートプロジェクト事業	認知症患者を含めた共生社会の実現を目指し、本人の社会参加支援、医療体制の充実、人材育成等を行う。認知症基本法を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指し、本人意見等を基に総合的に取組を実施していく。	90,424
福祉保健部 長寿社会課	いきいきシニア人生充実応援事業	要介護者の支援や地域の助け合い等において、地域の担い手としての活躍が期待されている元気な高齢者の生きがいづくり・健康づくりを支援し、その活動の促進を図る。	76,367
福祉保健部 健康政策課	(拡充) みんなで支えあう自死対策総合推進事業	誰もが自死に追い込まれることのない鳥取県を実現するため、関係機関と連携の上、電話相談窓口の設置支援を拡充するほか、医療体制の充実等の対策を図る。	28,922
子ども家庭部 子育て王国課	シン・子育て王国とっとり推進事業	「シン・子育て王国とっとり」の実現に向け県民全体の機運の醸成を図るため、各種施策を実施する。	18,003
子ども家庭部 家庭支援課	子どもの貧困対策総合支援事業	子どもの貧困対策として、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の実施に取り組む市町村等 を支援する。	44,002
子ども家庭部 家庭支援課	子ども食堂運営費高騰対策支援事業	物価高騰の影響を受けている子どもの居場所(子ども食堂等)に対して、光熱水費や食材費の引上げにより上昇した運営費の一部を支援することにより、子ども食堂の運営を支援する。	10,100
子ども家庭部 家庭支援課	ひとり親家庭等総合支援事業	ひとり親家庭等の生活向上、経済的な自立の支援及び父母が離婚した子どもの健全な成長を支えるために各種事業を行う。	31,435
子ども家庭部 家庭支援課	ひとり親家庭自立促進事業	鳥取県ひとり親家庭自立促進計画に基づき、様々な困難に直面しているひとり親家庭等に対し、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立に向けた支援を行う。	6,361
子ども家庭部 家庭支援課	健やかな妊娠・出産のための応援事業	思春期以降の心身に関する悩みや妊娠・出産に関する不安に対し、正しい知識の普及啓発活動や相談窓口の設置を行い、切れ目ない妊娠・出産・子育て支援を強化する。また、居住地に関わらず安心・安全に出産できるよう遠方の分娩施設への交通費等を支援する。	17,822
子ども家庭部 家庭支援課	産後ケアトータルサポート事業	支援が必要な方がためらわず産後ケアを受けるための環境を整備するため、市町村と連携して産後ケアの充実に取り組む。	37,949
生活環境部 くらしの安心推進課	犯罪被害者寄り添い支援事業	行政が主体となり、民間支援団体等と連携して、犯罪被害者に被害直後から寄り添い中長期にわたりワンストップで支援を提供し、被害からの早期回復の実現等を図る。	59,653
生活環境部 住宅政策課	住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る。	19,574
商工労働部 雇用・働き方政策課	誰もが活躍できる職場づくり事業	就職を取り巻く社会背景や生活の事情などから就業に困難を抱える人材が企業で活躍できる労働環境を普及するため、企業への研修・環境整備助成、市町村等と連携した相談体制の整備、企業の人事・労務担当者向けの啓発セミナーを行う。	5,500
商工労働部 雇用・働き方政策課	障がい者就労・職場定着支援強化事業	障害者就業・生活支援センターに支援員等を配置するなどして、障がい者の就労促進を進めるとともに、ジョブコーチ支援の充実を図ること等により、障がい者の職場定着を図る。また、障がい者テレワークを推進し多様な働き方を促進する。	85,072
教育委員会 生徒支援・教育相談センター	(新) 学校の諸課題未然防止・早期支援プロジェクト	近年増加傾向にある小学校における不登校や暴力行為等を未然防止・早期発見するため、外部有識者の学校派遣やスクールカウンセラー配置時間拡充、校内サポート教室の設置等により支援体制を強化する。	3,800
教育委員会 生徒支援・教育相談センター	(拡充) 不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業	不登校児童生徒の居場所と学びの場を確保するとともに、全ての児童生徒の心の小さなSOSを見逃さない体制整備のため、市町村による中学校の校内サポート教室運営を支援するほか、自宅学習支援を拡充する。	17,186